

大規模災害時石油燃料供給対策 スキーム

重要施設: 県石油商業組合ルート(H24.8.24協定締結)と
石油連盟ルート(H25.1.23覚書締結予定)で供給

緊急車両: 県が県石油商業組合と調整した給油所で優先給油

石油
連盟

要請

国災害対策本部
(内閣府→エネ庁)

要請

県災害対策合同指揮本部
(ライフライン対策部 商工政策係)
※ 震度6以上で設置

要請

重要施設

医療機関

福祉施設

避難所

上下水道
施設等

ダム等

路線バス等
営業施設

警察署・
消防署

行政庁舎

その他の
施設

供給

石油元売
会社

調整・伝達

石油連盟ルート

石油元売会社が大型タンクローリーで直接配送するため設備要件があり、大規模な施設に限られる。

緊急車両

赤色灯付
車両

医療機関
の車両

訪問看護
等車両

ライフライン
復旧車両

道路等
復旧車両

給水車等

支援物資
運搬車両

行政機関
公用車

その他
の車両

給油

給油所

調整

県石油商業組合

調整

給油所・
配送センター

供給

緊急車両

調整

営業に支障のない範囲で優先給油